

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火） 第3199号の15



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	
○鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則（※）	（税務課取扱い） 1
訓 令	
○鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令（※）	（税務課取扱い） 3

規 則

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第28号

鹿児島県税条例施行規則の一部を改正する規則

鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（換価の猶予をする金額の限度額）

第10条の2 条例第16条の4第1項及び第16条の5第2項に規定する規則で定める額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した残額とする。

(1) 納付し、又は納入すべき徴収金の金額

(2) 知事が法第15条の5第1項又は第15条の6第1項の規定による換価の猶予をしようとする日の前日において滞納者が有する現金、預貯金その他換価の容易な財産の価額に相当する金額から次に掲げるその者の区分に応じ、それぞれ次に定める額を控除した残額

ア 法人 その事業の継続のために当面必要な運転資金の額

イ 個人 その者及びその者と生計を一にする配偶者その他の親族（その者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。）の生活の維持のために通常必要とされる費用に相当する金額（その者が負担すべきものに限る。）並びにその者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額

第13条第2項の表根拠規定の欄中「第15条第1項、第2項及び第3項」を「第15条の2第1項から第3項まで、第15条の6の2第1項及び第2項」に、「第15条第4項」を「第15条の2の2（第15条の6の2第3項において準用する場合を含む。）」に、「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に、「第15条の5第3項」を「第15条の5の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項」に、「第15条の6第2項」を「第15条の5の3第2項又は第15条の6の3第2項において準用する法第15条の3第3項」に、「第6条の10第3項」を「第6条の10第4項」に、「第6条の10第2項」を「第6条の10第3項」に改め、同表書類の種類欄中「徴収猶予（）」を「徴収猶予（換価の猶予）（）」に改める。

第15条第1項中「第2項」の次に「（同条第8項において準用する場合を含む。）」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（法人の県民税の徴収猶予の申請書類）

第15条の3 条例第35条の2第1項に規定する規則で定める申請書は、省令第3条の4第1項

に規定する申請書とする。

2 条例第35条の2第1項に規定する規則で定める書類は、省令第3条の4第2項各号に規定する書類とする。

3 条例第35条の2第2項に規定する規則で定める申請書は、省令第3条の4の3第1項に規定する申請書とする。

4 条例第35条の2第2項に規定する規則で定める書類は、省令第3条の4の3第2項各号に規定する書類とする。

第16条の3の次に次の1条を加える。

（法人の事業税の徴収猶予の申請書類）

第16条の4 条例第41条の2の2第1項に規定する規則で定める申請書は、省令第5条の2第1項に規定する申請書とする。

2 条例第41条の2の2第1項に規定する規則で定める書類は、省令第5条の2第2項各号に規定する書類とする。

3 条例第41条の2の2第2項に規定する規則で定める申請書は、省令第5条の4第1項に規定する申請書とする。

4 条例第41条の2の2第2項に規定する規則で定める書類は、省令第5条の4第2項各号に規定する書類とする。

別記第9号様式中

自動車税
1 鹿
3 鹿児島

を

自動車税
1 鹿
3 鹿児島
80 奄 美

に改める。

別記第30号様式及び別記第31号様式中「徴収猶予」の次に「（換価の猶予）」を加え、「徴収を」を「徴収（換価）を」に改める。

別記第32号様式中「徴収猶予」の次に「（換価の猶予）」を加える。

別記第64号様式中

均	等	割	額			仮	装	経	理	等	控	除	額		
延			金			差	引	事	業	税	額				
利	子	割	額			地	方	法	人	特	別	税			
子	控	除	し	た	金	課	税	標	準	基	準	法	人	所	得
割	控	除	し	き	れ	な	か	つ	た	金	額				
						総	額	基	準	法	人	収	入	割	額

を

均	等	割	額			平	成	27	年	改	正	法	附	則	第	8	条
延			金			又	は	第	9	条	の	控	除	額			
利	子	割	額			仮	装	経	理	等	控	除	額				
子	控	除	し	た	金	差	引	事	業	税	額						
割	控	除	し	き	れ	な	か	つ	た	金	額						
						地	方	法	人	特	別	税					
						課	税	標	準	基	準	法	人	所	得	割	額
						総	額	基	準	法	人	収	入	割	額		

に改める。

別記第148号様式（その2）自動発行機用を削り、同様式（その1）窓口用を同様式とする。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第13条第2項の表根拠規定の欄の改正規定（「第6条の10第3項」を「第6条の10第4項」に、「第6条の10第2項」を「第6条の10第3項」に改める部分に限る。）、別記第9号様式及び別記第64号様式の改正規定並びに別記第148号様式（その2）自動発行機用を削り、同様式（その1）窓口用を同様式とする改正規定は、公布の日から施行する。

2 別記第148号様式（その2）自動発行機用を削り、同様式（その1）窓口用を同様式とする改正規定の施行の際現に改正前の鹿児島県税条例施行規則別記第148号様式（その1）窓

口用により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

訓 令

鹿児島県訓令第5号

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県税事務処理規程の一部を改正する訓令

鹿児島県税事務処理規程（昭和39年鹿児島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第198条第2項第7号中「不服申立て」を「審査請求」に、「申立てに」を「請求に」に改める。

別記第2号様式注1中「60日」を「3月」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に、「異議申立て」を「審査請求」に改め、同様式注2中「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第56号様式中 「 資 本 積 立 金 」 を 「 資 本 準 備 金 」 に改める。

別記第57号様式の2中

1 公 社 債 利 子	を	1 特定公社債以外の公社債の利子	に、
6 公社債投資信託の収益の分配	を	6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	に、
8 公募公社債等運用投資信託の収益の分配		8 国外一般公社債等の利子等	
9 国外公社債等の利子等		9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	
10 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益		10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配	
11 私募公社債等運用投資信託の収益の分配		11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの	
12 社債的受益証券の収益の分配		12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配	
13 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配		13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	
14 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	を	14 定期積金の給付補てん金	に改め

15 定期積金の給付補てん金	15 掛金の給付補てん金
16 掛金の給付補てん金	16 抵当証券の利息
17 抵当証券の利息	17 貴金属等の売戻し条件付 売 買 の 利 益
18 貴金属の売戻し条件付 売 買 の 利 益	18 外貨建預貯金等の為替差益
19 外貨建預貯金等の為替差益	19 一時払養老保険，一時払 損 害 保 険 等 の 差 益
20 一時払養老保険，一時払 損 害 保 険 等 の 差 益	20

る。

別記第57号様式の5中

52 公募証券投資信託の 収益の分配に係る配当等						
53 特定投資法人の 投資口の配当等						

を

52 投資信託でその設定に係る 受益権の募集が公募により 行われたものの収益の分配						
53 特定投資法人の 投資口の配当等						
54 特定目的信託の社債的 受益権の剰余金の配当 のうち公募のもの						
55 特定公社債の利子・特定 口座外の割引債の償還金						

に改める。

別記第80号様式注1，別記第109号様式注1，別記第111号様式注1，別記第113号様式の2注1，別記第116号様式注1，別記第118号様式（裏面），別記第149号様式注1，別記第154号様式注1，別記第156号様式注1，別記第158号様式注1，別記第208号様式注1，別記第225号様式の3（その1）注1，同様式（その2）注1，別記第248号様式注1，別記第250号様式注2，別記第251号様式注2，別記第252号様式注2，別記第254号様式注2，別記第257号様式注2，別記第258号様式注2，別記第260号様式注2，別記第261号様式注2，別記第264号様式注2，別記第265号様式注1，別記第268号様式（その1）注2，同様式（その2）注2，別記第

269号様式（その1）注2，同様式（その2）注2，別記第275号様式注1及び別記第278号様式注2中「60日」を「3月」に，「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に改める。

別記第279号様式（注）を次のように改める。

注1 ※印のある項目の金額は，この通知書を作成した日現在のものです。

2 この処分に不服があるときは，この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に，行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより，知事に審査請求をすることができます。

審査請求書正副2通は，なるべく当地域振興局（支庁）を經由して提出してください。

3 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えは，地方税法（昭和25年法律第226号）第19条の12の規定により，審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができません。ただし，次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは，審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分，処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお，処分の取消しの訴えは，この処分についての審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内（当該期間内であつても，当該裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）に県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）提起しなければなりません。

別記第282号様式注2，別記第286号様式注2，別記第287号様式注1，別記第289号様式注2，別記第293号様式注1，別記第295号様式注2，別記第296号様式注2，別記第299号様式注2，別記第309号様式注1，別記第322号様式注1，別記第334号様式注1及び別記第337号様式注1中「60日」を「3月」に，「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。ただし，別記第56号様式，別記第57号様式の2及び別記第57号様式の5の改正規定は，同年3月29日から施行する。